







第三十二条第一項中「(第二十八条の二に規定する場合においては、同条の預託をしたとき)」を削る。

第三十四条の三を削る。

第二十六条第一項中「第二条第一項第一号の二」の下に「及び第六号」を加え、「第十五条の二、第二十八条の四」を「第十二条、第十五条の二、第二十八条の五、第二十八条の六、第二十八条の十一」に「、第三十三条第二十七条の二、第二十八条の三、第二十八条の五、第二十八条の六、第二十八条の十一」を削る。

第二十八条の二、第二十八条の三、第二十八条の五、第二十八条の六、第二十八条の十一」を削る。

請求することができる。

前項の規定により供託金の還付を受けた特殊整理人は、大蔵省令を定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者ために信託し、又は債権者に交付しなければならない。

この法律の施行の日において、在外会社が旧令第二条第一項第六号の因に掲げる債務の弁済のために供託しているものがあるときは、當該債務を弁済すれば足りるものとする。

余財産の分配を完了した在外会社について、整理財産に属することとなる資産がその完了後生じて、在外会社は、當該資産の範囲内で当該債務を弁済すれば足りるものとする。

半額課税の特例と呼ばれていたものであります。指定期間内に於ける事業を宣む法人の従業員、新制高校以上上の学校の教員、牧師等の給与所得につきまして、その収入の半額、最高三百五十万円を非課税としましてある。個人の事業所得につきまして、その半額、最高三百五十万円を非課税としていたものであります。

○山手政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案について、提案の理由を説明申し上げます。

最初に租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律の施行の日において、旧令第三十四条の三第一項の規定により大蔵大臣が管理している整理財産に属する資産又はこれを証する書面があるときは、第二条第一項第六号イに規定する整理財産があるものとし、大蔵大臣は、当該資産又は書面をその特殊整理人へ引渡さなければならない。

この法律の施行の日において、旧令第二十八条第一項第十一号又は第十二号の規定により社債の弁済又は残余財産の分配を行つてゐる在外会社は、この法律の施行により新たに整理財産となつた負債があるときは、当該社債の弁済又は残余財産の分配をした後において、なお整理財産に属する資産に残余がある場合に、その残余の資産の範囲内で弁済すれば足りるものとする。

すなわち、第一に、從来の国内払い

課税方式という特別措置は、居住外国人の給与所得及び退職所得の全部につきまして、その收入の半額、最高三百五十万円を非課税とし、また、弁護士

業、公認会計士業等の特定の事業を営んでいたものであります。

上の学校の教員、牧師等の給与所得につきまして、その収入の半額、最高三百五十万円を非課税とし、また、弁護士業を宣む法人の従業員、新制高校以上上の学校の教員として、あるいは牧師として支払われる額と日本へ送金された額との合計費相当額に達しないときは、生計費相当額に達するまで、海外払いの部分とし、ただ、その額が日本における生計費のみについて所得税を課することとし、たゞ、その額が日本における生計費相当額に達しないときは、生計費相当額に達するまで、海外払いの部分をも課税対象に取り入れることとしていたものであります。

いま一つの特別措置は、国内払い課税方式とでも呼ぶべきものであります。これが日本に一年以上居住している者が、日本に一年以上居住している者、すなわちいわゆる居住外国人の所得税の法律案は、日本に住所を有しないが、日本に一年以上居住している者、

日本に一年以上居住していなかったものであります。

いま、昭和三十二年以降におきま

しては、このよな給与のうち国内払

を受けるもの等、日本の経済文化の向上に役立つと思われる特定のものに限定することとしております。

第二に、昭和三十二年以降におきま

しては、このよな給与のうち国内払

を受けるもの等、日本の経済文化の向上に役立つと思われる特定のものに

限定することとしております。

第三に、昭和三十二年以降におきま

しては、このよな給与のうち国内払

を受けるもの等、日本の経済文化の

向上に役立つと思われる特定のものに

限定することとしております。

第四に、昭和三十二年以降におきま

しては、このよな給与のうち国内払

を受けるもの等、日本の経済文化の

向上に役立つと思われる特定のものに

限定することとしております。

この法律案におきましては、まず、従来ありました二つの措置のうち、半額課税の特例は、昭和三十一年分以降

法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

閉鎖機関の特殊清算につきましては、

昭和二十年九月以来、鋭意その処理を進め、当初千八十八人に上った閉鎖機関のうち、現在までに千五十五機関が特

殊清算の結了をみるに至ったのであります。従来、閉鎖機関の特殊清算是、その本邦内にある財産について行われ、在外店舗にかかる債権債務は特殊清算の範囲外とされておりましたのです、さきに第十九回国会で閉鎖機関令の一部が改正され、それまで未処理のままとなつていただけ未払い送金為替及び外地預金にかかる債務を弁済する道が開かれただけであります、今回さらに、在外債務のうち外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても弁済の道を開くとともに、特に閉鎖機関である朝鮮銀行及び台灣銀行につきましては、これらの銀行が発券業務を営んでいたという特殊性にかんがみまして、その残存資産のうちから納付金を政府に納付せしめる等、閉鎖機関の特殊清算を促進するためには必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたした次第であります。

次にこの法律案のおもな内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、閉鎖機関は、その在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に住所を有する個人及び法人、その他

の閉鎖機関並びに在外会社に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払をし得ることいたしました。

第二に、閉鎖機関である朝鮮銀行及び台灣銀行につきましては、特殊清算の超過額を引当留保した後の残存資産の目的である債務を弁済し、在外債務が在外資産を超える場合には、その

超過額を引当留保した後、付定された金額を國に納付せしめた後におい

て、新会社の設立等残余財産の処分を認めることいたしましたのであります。最後に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の管理に関する政令の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

旧日本占領地域に本店を有する会社、いわゆる在外会社の特殊整理につきましては、従来、その本邦内にある財産の特殊整理を実施して参りましたが、六百二十社、整理完結したものが四百二十社で、現在未整理のものは約二百十社となっております。

在外会社の在外店舗にかかる債権債務は特殊整理の対象外とされておりま

したのを、さきに第十九回国会でこの法律のままとなつていただけ未払い送金為替及び外地預金にかかる債務を支払う道

が開かれたのであります、今回さらに、在外債務のうち外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても弁済の道を開くとともに、

超過額に対する引当財産の留保及びその管理に関する規定を設ける等、在外

会社の整理を促進するためには必要な措

置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたした次第であります。

次にこの法律案のおもな内容について、その概要を御説明申し上

げます。

まず第一に、在外会社は、その在

店舗にかかる債務のうち、外地従業員に

対する退職金等の債務及び本邦を履行

地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の

閉鎖機関並びに在外会社に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払をし得ることいたしました。

第二に、閉鎖機関である朝鮮銀行及び台灣銀行につきましては、特殊清算の超過額を引当留保した後、付定された金額を國に納付せしめた後におい

て認めることいたしましたのであります。最後に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の管理に関する政令の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

旧日本占領地域に本店を有する会社、いわゆる在外会社の特殊整理につきましては、従来、その本邦内にある財産の特殊整理を実施して参りましたが、六百二十社、整理完結したものが四百二十社で、現在未整理のものは約二百十社のうち、本邦内に資産がないため指定を解除したものが、六百二十社、整理完結したものが四百二十社で、現在未整理のものは約二百十社のうち、本邦内に資産

がないため指定を解除したものが、六百二十社、整理完結したものが四百二十社で、現在未整理のものは約二百十

社となつておるのであります。

第三に、在外会社は、その在外店舗にかかる債務の総額が、資産の総額をこえる場合、その超過額を整理財産の負債として処理しておりますのを改めまして、超過額に相当する額を国内財産のうちから引当財産として留保せしめたのを、さきに第十九回国会でこの法律のままとなつていただけ未払い送金為替及び外地預金にかかる債務を支払う道

が開かれたのであります、今回さらに、在外債務のうち外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても弁済の道を開くとともに、

超過額に対する引当財産の留保及びその管理に関する規定を設ける等、在外

会社の整理を促進するためには必要な措

置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたした次第であります。

次にこの法律案のおもな内容について、その概要を御説明申し上

げます。

まず第一に、在外会社は、その在

店舗にかかる債務のうち、外地従業員に

対する退職金等の債務及び本邦を履行

地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の

閉鎖機関並びに在外会社に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払をし得ることいたしました。

第二に、閉鎖機関である朝鮮銀行及び台灣銀行につきましては、特殊清算の超過額を引当留保した後、付定された金額を國に納付せしめた後におい

て認めることいたしましたのであります。最後に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終りました。これら三法案のうち、閉鎖機関令の一部を改正する法律案及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政

令の一部を改正する法律案に対する質疑は、後日に譲ることとし、引続き組合特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法の一部を改正する法律案を一括議題として質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 本論に入ります前に、ちよつと主税局長にお伺いいたします。

内に住所を有する個人及び法人、その他の在外会社並びに閉鎖機関に対しても、現在残存している国内資産の限度内で支払いを行い得ることいたしました。

内に住所を有する個人及び法人、その他の在外会社並びに閉鎖機関に対する質疑をいたしました機会におきまして、オブ・ジョン・ワンの市町村民税の率を直しませんければ、国税が軽減されれば市町村民税が軽減される。そうなりますと、市町村の財源が足りなくなりますので、市町村民税については、市町村民税の収入が自動的に減らるといふわけで、全国各地で、本年は市町村民税を少し上げるという事態が起つて、それが各地方でトラブルになつておるわけですが、これが必然的に減らされることとし、当該引当財産の管理について所要の規定を設けました。また、在外資産負債が不明な場合には、国内負債として、超過額に相当する額を国内財産のうちから引当財産として留保せしめたのを、さきに第十九回国会でこの法律のままとなつていただけ未払い送金為替及び外地預金にかかる債務を支払う道

が開かれたのであります。ことし再びここに、大

ということあります。

○渡邊政府委員 自然増収とかいろいろな問題が別にござりますが、一応

昨年と本年の所得税の税額が全然同じ減税によって市町村の財源はそれだけ少くなりますが、他の方途によりましてそれは補填するといふように、

一応財政計画も考えまして、その分だけ市町村民税が減らないように特別な法律改正をお願いするということは考えていない、こういうことでござります。

○横山委員 私の聞いているのは、たとえばことし二〇%の法律が通りますと、来年減るわけですね。三十二年に自動的に減るのを、市町村民税のオブション・ワンの税率を上げてカバーするという気持はない、ほかの方で補填する。——わかりました。議論はまだ少し残っておりますが、それだけ何て、この間の続きをいたします。

私が地方税についていろいろと御質問をいたしましては、本来からいますと、本法案は、地方行政委員会の所管に属するものでありますから、いさかいかがかとは思われるのではありませんが、根本的に税制のあり方の点が第一点。それから第二点は、当委員会の所管に属しますガソリン税について、昨年の当委員会の結論から言うならば、このような必要はない。このようないい處から出でるのありますから、このように御理解を願つて御答弁をいたさないといふふうがあるのです。この点において、一般的財源から道路に入していくのに当つて立てるべき構想が生じます。従つて目的税をふやして、ガ

いてはいさかが触れたわけであります

が、どうしてもこの税金を取らなければ道路財源はないのであるかどうかと

いうことが第一番の問題であります。

それから第二番目の問題は、これが

道路財源はないところにねらいがあるのであります。そこで、一つ

査会が答申したのではないといふこ

とこれは答申においてもう明瞭なる問

題であります。その第一点と第二点との矛盾を内蔵しておるといふ点であります。昭和二十九年九月に道路整備

五ヵ年計画が設定されたその際に、

閣議の了解事項として、本道路整備

五ヵ年計画中、地方負担の増加を来たす部分については所要の財源措置を講ず

る、そうして地方負担が増加しないよ

うに閣議は決定をし、同五ヵ年計画

においては、揮発油の税収が千四百三

億に対し、約二割の二百八十億を一般

財源から繰り入れることを見込み、そ

ういう想定のもとに委員会は了解して

が一般財源から道路に入していくの

が私の承知しているところでは○八

八億、八千八百万円、当時の閣議了解事項の二割一般財源から繰り入れるとい

う想定に対しても、実に三百分の一に足りないといふことでやるならば、なぜなおにそういうふうにやらなければ、答申にありますように、地方財政の赤字を補填するためにこの軽油税を創設するのだといふ本論に近づくことに相なると思います。それならば、それで答申通りに一般財源がどうしても足りないといふことでやるならば、なぜなおにそういうふうにやらなければ、答申の立場に立てば考えるわけであります。その意味では、今回の措置は実にごまかしである。歴史的には、當時道路整備五ヵ年計画の基本方針がござまかしで税金を取る結果になつておる。道路はそれほどよくなつてない。という点について、関係者の痛憤やならないところがあるのです。この点について奥野さんの御答弁をまず伺いたいと思います。

○奥野政府委員 最初に、なぜ地方財源の不足を補うために軽油に財源を求めたかといふ御質問であります。地方財政は、御承知のように非常に窮乏いたしております。しかし一般的な増

稅ということは、今日の國民の租稅負担から考えました場合には非常に無理

度を拡張していきたい。こういう見地との関連を考慮しながら、新たに軽油

引取税を設けたい、かように考えたわ

けであります。

第二の目的税にする問題であります

が、私たちには臨時税制調査会の答申に至りますまでの議論を耳聴いたしてお

りました。目的税にして悪いのだ、こ

ういうことはむしろなかつたのでありま

して、どちらかといえば、自動車の使

う軽油に局限する、こういう方向に

最終答申の段階においてきましたもの

でありますから、目的税にするとい

うことはつきり出ておりませんけれども、議論の過程から言えば、むしろ目

的税が予想されておつたのではないだ

よろしく、というふうに存じております。

しかし答申はいかがなものであります

ても、主として自動車の使う軽油に限

る定して参りますならば、なるたけそれ

的な見解としてお聞き取りいただき

たいのでありますけれども、事業分量

を達成するところにねらいがあるので

あって、またそれを達成するためには非課税規定を整備しながら増収を

はかる。もう一つは、受益者負担の制

度を拡張する、こういう見地で揮発油税

から今回税制改正を考えたわけであります。その意味で第二の受益者負担

は、揮発油税だけでは不足だから、一般

財源からある程度繰り入れなければならぬ。しかし特定財源がふえてくれ

ば、全体として財源が確保されればよ

うらしいのではないか、こういふ考え方

が立つと思うのであります。私は、実

はあの閣議決定はそういうふうに了解

しておつたであります。この点につきましては、大蔵省なり建設省なり、そういうところからお答えいただけばよろしいだろう、こう思います。

地方財政の面で申し上げますと、ようお手元にお配りいたしましたよ

うに「三十一年度の計画をとつて参りま

すと、地方道府県と五大市で行います

道路事業費の総額は四百九十四億であります。これに対しまして、そのため

○横山委員 あなたの話は自治局としてあると思うのですけれども、お話を中心をなすものは、道路が作られるべき財源があればいいと思う、それほどから持つてこようといいのではなくいか、道路を作らなければいいのではないかというふうにちょっと聞えるのです。それだったら、税を納める者としては、ずいぶん話が違うといふ議論が起つてくるのは当然であります。なぜならば、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が改正されましたときに、「政府は本法立法の趣旨たる道整備五カ年計画完成のために必要な財源として揮発油税收入以外の一般収入を毎年度の道路整備費に充當すること。」と決議をいたしてある。この決議は、あなたは毎年出しているという事実さえ残ればいいではないか、まさか、それはお答えになるまいと思うのであります。先ほどお話しをしたように、五カ年計画当初では千四百三億に対し二百八十億、二期一般財源からの繰り入れを見込んでおるのであります。この一般財源の繰り入れが年々歳々目的税が増加し、それから見えるに従つてだんだん少くなつていくという事実に対しても、いや、錢さえあればいいという議論は成り立たないのであります。従つて自治局としては、なぜ大蔵省にこの決議を実行を迫つて参らないのか、自分たちばかり増税していいや頗せんならぬ、そんなばかなことはないといふ立場になければならないのであって、錢さえあればどうでもいいといふことにはならない、いわんや錢はふえて道路は直つておらぬ、ふえただけ一般財源からの繰り入れが減つてしまえば、道路はちっともよくなら

ぬのであります。そういう点に対しても、大蔵省はこの決議を履行しておらないかと、どういうふうにちょと聞えるのであります。それだったら、税を納める者としては、ずいぶん話が違うといふ議論が起つてくるのは当然であります。なぜならば、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が改正されましたときに、「政府は本法立法の趣旨たる道整備五カ年計画完成のために必要な財源として揮発油税收入以外の一般収入を毎年度の道路整備費に充當すること。」と決議をいたしてある。この決議は、あなたは毎年出しているといふ事実さえ残ればいいではないか、まさか、それはお答えになるまいと思うのであります。先ほどお話しをしたように、五カ年計画当初では千四百三億に対し二百八十億、二期一般財源からの繰り入れを見込んでおるのであります。この一般財源の繰り入れが年々歳々目的税が増加し、それから見えるに従つてだんだん少くなつていくという事実に対しても、いや、錢さえあればいいといふ議論は成り立たないのであります。従つて自治局としては、なぜ大蔵省にこの決議を実行を迫つて参らないのか、自分たちばかり増税していいや頗せんならぬ、そんなばかなことはないといふ立場になければならないのであって、錢さえあればどうでもいいといふことにはならない、いわんや錢はふえて道路は直つておらぬ、ふえただけ一般財源からの繰り入れが減つてしまえば、道路はちっともよくならぬの方を担当しております主計局の者を呼びまして御答弁申し上げた方がいいと思いますが、私一般論として考えますれば、あれを下らない範囲内でどう練り入れるという必要があるのではないかと考へてやつて参りましたが、しかし揮発油税がやはり相当の税収をあげておりますので、整備の法律によりますれば、あれを下らない範囲内でどう練り入れるということにもなつております。従いまして、一般財源からの繰り入れをしませんでも相当の道路費が計算できる、今年の公共事業費のいろいろなものを御比較願うとおわかりと思ひます。従いまして、一般財源から全然入れをしませんでも、公共事業費は、さうに見積り入れる、これも考へられるわけがあります。一般財源の方から全然入れをしませんでも、公共事業費は、さうに見積り入れる、これも考へられるわけではありません。従つて約束通り一概財源から道路整備費に繰り入れる全體のバランスを見て参りますと、道路の方はむしろ相当ふえておりまします。従つてだんだん少くなつていくといふ立場になければならないのであって、錢さえあればどうでもいいといふことにはならない、いわんや錢はふえて道路は直つておらぬ、ふえただけ一般財源からの繰り入れが減つてしまえば、道路はちっともよくならぬ

ぬのであります。そういう点に対しても、大蔵省はこの決議を履行しておらないかと、どういうふうにちょと聞えるのであります。それだったら、税を納める者としては、ずいぶん話が違うといふ議論が起つてくるのは当然であります。なぜならば、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が改正されましたときに、「政府は本法立法の趣旨たる道整備五カ年計画完成のために必要な財源として揮発油税收入以外の一般収入を毎年度の道路整備費に充當すること。」と決議をいたしてある。この決議は、あなたは毎年出しているといふ事実さえ残ればいいではないか、まさか、それはお答えになるまいと思うのであります。先ほどお話しをしたように、五カ年計画当初では千四百三億に対し二百八十億、二期一般財源からの繰り入れを見込んでおるのであります。この一般財源の繰り入れが年々歳々目的税が増加し、それから見えるに従つてだんだん少くなつていくといふ立場になければならないのであって、錢さえあればいいといふ議論は成り立たないのであります。従つて自治局としては、なぜ大蔵省にこの決議を実行を迫つて参らないのか、自分たちばかり増税していいや頗せんならぬ、そんなばかなことはないといふ立場になければならないのであって、錢さえあればどうでもいいといふことにはならない、いわんや錢はふえて道路は直つておらぬ、ふえただけ一般財源からの繰り入れが減つてしまえば、道路はちっともよくならぬ

ぬのであります。そういう点に対しても、大蔵省はこの決議を履行しておらないかと、どういうふうにちょと聞えるのであります。それだったら、税を納める者としては、ずいぶん話が違うといふ議論が起つてくるのは当然であります。なぜならば、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が改正されましたときに、「政府は本法立法の趣旨たる道整備五カ年計画完成のために必要な財源として揮発油税收入以外の一般収入を毎年度の道路整備費に充當すること。」と決議をいたしてある。この決議は、あなたは毎年出しているといふ事実さえ残ればいいではないか、まさか、それはお答えになるまいと思うのであります。先ほどお話しをしたように、五カ年計画当初では千四百三億に対し二百八十億、二期一般財源からの繰り入れを見込んでおるのであります。この一般財源の繰り入れが年々歳々目的税が増加し、それから見えるに従つてだんだん少くなつていくといふ立場になければならないのであって、錢さえあればいいといふ議論は成り立たないのであります。従つて自治局としては、なぜ大蔵省にこの決議を実行を迫つて参らないのか、自分たちばかり増税していいや頗せんならぬ、そんなばかなことはないといふ立場になければならないのであって、錢さえあればどうでもいいといふことにはならない、いわんや錢はふえて道路は直つておらぬ、ふえただけ一般財源からの繰り入れが減つてしまえば、道路はちっともよくならぬ

ぬのであります。そういう点に対しても、大蔵省はこの決議を履行しておらないかと、どういうふうにちょと聞えるのであります。それだったら、税を納める者としては、ずいぶん話が違うといふ議論が起つてくるのは当然であります。なぜならば、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が改正されましたときに、「政府は本法立法の趣旨たる道整備五カ年計画完成のために必要な財源として揮発油税收入以外の一般収入を毎年度の道路整備費に充當すること。」と決議をいたしてある。この決議は、あなたは毎年出しているといふ事実さえ残ればいいではないか、まさか、それはお答えになるまいと思うのであります。先ほどお話しをしたように、五カ年計画当初では千四百三億に対し二百八十億、二期一般財源からの繰り入れを見込んでおるのであります。この一般財源の繰り入れが年々歳々目的税が増加し、それから見えるに従つてだんだん少くなつていくといふ立場になければならないのであって、錢さえあればいいといふ議論は成り立たないのであります。従つて自治局としては、なぜ大蔵省にこの決議を実行を迫つて参らないのか、自分たちばかり増税していいや頗せんならぬ、そんなばかなことはないといふ立場になければならないのであって、錢さえあればどうでもいいといふことにはならない、いわんや錢はふえて道路は直つておらぬ、ふえただけ一般財源からの繰り入れが減つてしまえば、道路はちっともよくならぬ

○奥野政府委員 自衛隊に限りませず、それ以外の国の施設が地方団体の施設に対して経常的な損傷を与える、そういう問題も実はたくさんあるだらうと思います。従いまして、自衛隊その他の施設が地方団体にある程度の負担を間接的に負わせる。そういう問題があつて、また國は地方団体の財源不足額を地方交付税あるいは国庫補助負担金というような形で莫大なもの支出しているではないか、こうしたこと直接的な関連におきましては、横山さんが御疑問になられる通りだと思います。従つてまた自衛隊が、あるいは地方団体が道路工事をやる、あるいは橋梁工事をやる、そういう場合に、地方団体からの要請に応じまして相当多数の人員を出勤させております。自衛隊の訓練といふような名目のものと、地方団体の工事に対しまして協力しておる面もずいぶん多いのであります。直接的な結びつきはございませんが、そういうふうに間接的には自衛隊も地方団体に直接に力を貸している面もあるわけであります。

○横山委員 そういうことを言われるのは、実にあつてのはかであります。

○奥野政府委員 そういつたのは、あなたは今まで度合が多いといつたならば、あなたは自転車には税金をかける、自動車には

税金をかけるといつたが、そつして道路をこわす度合が多いといつたならば、あなたは特車にもっと税金をかけるのは当りま

せぬことじやありませんか。何です、あなたは今まで度合が多いといつたことを言った。それは、市町村の土木事業に自衛隊が協力しているといつたのです

が、あなたは実感を見たことがありま

すか。なるほどそれは安いのですよ、安いのだけれども、最近土木事業をやっておる自衛隊に対し難ごうございます。従いまして、自衛隊その他の施設が地方団体にある程度の負担を間接的に負わせる。そういう問題があつて、また國は地方団体の財源不足額を地方交付税あるいは国庫補助負担金といふような形で莫大なもの支

出しているではないか、こうしたこと直接的な関連におきましては、横山さ

んが御疑問になられる通りだと思います。従つてまた自衛隊が、あるいは地

方団体が道路工事をやる、あるいは橋

梁工事をやる、そういう場合に、地方団体からの要請に応じまして相当多数の人員を出勤させております。自衛隊

の訓練といふような名目のものと、地

方団体の工事に対しまして協力しておる面もずいぶん多いのであります。直

接的な結びつきはございませんが、そ

ういうふうに間接的には自衛隊も地方

団体に直接に力を貸している面もある

わけであります。まさに少し金は安いけれども、その接待費たるものは莫大な

ものだといふことは、岐阜県でしかり、愛知県でしかり、さしが本家の豊川

ではもうさしいからやつておません。そこ

で、今度は町内会で雑誌の寄附という

のであります。まさに少し金は安いけれども、その接待費たるものは莫大な

ものだといふことは、岐阜県でしかり、愛知県でしかり、さしが本家の豊川

ではもうさしいからやつておません。そこ

で、今度は町内会で雑誌の寄附という

のであります。まさに少し金は安いけれども、その接待費たるものは莫大な

ものだといふことは、岐阜県でしかり、愛知県でしかり、さしが本家の豊川

ではもうさしいからやつておません。そこ

で、今度は町内会で雑誌の寄附という

のであります。まさに少し金は安いけれども、その接待費たるものは莫大な

ものだといふことは、岐阜県でしかり、愛知県でしかり、さしが本家の豊川

ではもうさしいからやつておません。そこ

で困るといふことを言い出した。そこで、今度は町内会で雑誌の寄附といふものであります。さらに退屈で困る、退屈で困るといふことを先に言い出したかといつたら、よどむいて困る、よどむいて困るといふことを盛んに自衛隊の幹部が言う、それで洗濯物をやらざるを得なくなつたといつたのであります。さらに退屈で困る、退屈で困るといふことを先に言い出したかといつたら、よどむいて困る、よどむいて困るといふことを盛んに自衛隊の幹部が言う、それで洗濯物をやらざるを得なくなつたといつたのであります。さらに退屈で困る、退屈で困るといふことを先に言い出したかといつたら、よどむいて困る、よどむいて困るといふことを盛んに自衛隊の幹部が言う、それで洗濯物をやらざるを得なくなつたといつたのであります。さらに退屈で困る、退屈で困るといふことを先に言い出したかといつたら、よどむいて困る、よどむいて困るといふことを盛んに自衛隊の幹部が言う、それで洗濯物をやらざるを得なくなつたといつたのであります。

○横山委員 ちょっと聞き漏らしましたが、何が自衛隊にはかかっていない

といふのですか。

○奥野政府委員 国の持つております

自動車に対しましては、自動車税が課されていないわけであります。従いまして、自衛隊の持つております大型の

トラックにつきまして、自動車税は課されていない、そういうふうな国と

地方団体の関係におきます課税関係

もは監視をいたしたいと思います。今

討して参りたいと思います。

○横山委員 それでは、この点についても自治庁の今後の方向を厳重に私ど

の意見はよく将来検討して参りたいと思ひます。

○横山委員 それでは、この点についても自治庁の今後の方向を厳重に私ど

の意見はよく将来検討して参りたいと思ひます。

○原政府委員 今般いろいろな観点から考えて、有料道路を相当大規模にやつていこうといふのは、従来のガソリン税を充當いたしまする道路整備

見をまず同いたい。

○原政府委員 今般いろいろな観点から考えて、有料道路を相当大規模にやつていこうといふのは、従来のガ

ソリン税を充當いたしまする道路整備

が成立するといふようにばかなこと

が二十億、揮発油税から財源を充當す

ううことをするのであります。それで、國の持つております自動車税に対するわれわれいたしましてもよく研究して善処していかなければならぬと思います。なお自衛隊も国でございます。國の持つております自動車税に対するわれわれいたしましてもよく研究して善処していかなければならぬと思います。國の持つております自動車税に対するわれわれいたしましては、自動車税をとりなさいよ。同時に、かかる軽油税に対しても、自衛隊が

これが増税をいたしました。これから自動車税をとりなさいよ。どうぞ出せと自衛隊に主張しなさいよ。これらは当然のことです。あなたの話から

いついても、あなたは腹の中ではそれは見はからって、年間にこれだけ道路費を補填し、なるべくすみやかに道路整備の裏をあげたための便法にほかな



は普遍的な権利です。かりにどういう規定が今まで方々にあつたところで、この七百条の二十六はこれから実行されるのでありますから、これがあってもいいという議論は成り立たぬのであります。あなたがそんなことを言つても、実際はないのだと言つたって、おしゃつんばはどうなるのだという意見もあるわけでありますから、こういふばかりしたことまでして、どういふばかれた条文を作つて軽油税を取り立てるといふことが、私にはどうしても納得できぬのであります。しかも今度は七百条の二十一と、最近問題になつていて比較してごらんなさい。七百条の二十一では、担保を提供したときには二ヶ月以内の期限を限つて徴収を猶予する旨遊興飲食税法百二十二条の二と書いてある。遊興飲食税法百二十二条の二では、全部または一部を納入することができないと認める場合には、担保は要らぬらしいのであります。今問題の官給領収証問題について、この市町村税課長ですか、自民党が何と言おうと官給領収証は強行いたしますといふおどるべき答弁をいたしました。そうしてこの法文には、そのかわり担保は要りません、三ヶ月も待つてあげます、こうある。片方の軽油引取税では、担保を出さなくては二ヶ月待つてやらぬ、こうべつてゐるのであります。一体どういふふうだの二つの条文を理解したらいいのです。それほど軽油引取税は手きびしく取らなければならぬのですか、いかがなのでしょう。

○奥野政府委員 軽油引取税の中には、担保を提供すれば当然徴収を猶予するのだといっておられます。税務当局が徴収猶予をしないわけには参らないの

であります。遊興飲食税の場合には、領収証制度を施行すれば、壳掛金が明確であります。明確であるかないかの判断は、税務当局にゆだねておるのでありますと書いてある。軽油引取税と遊興飲食税は取引の実態がかなり違つておきますので、こういふような差別をつけているわけであります。

○横山委員 取引の実態が違うのはどうだつて一緒にあります。一緒であります、全文を通読してみると、この軽油引取税の罰則はまことに過酷であります。これからおかしなことがあります。七百条の二十七を見ますと、百万円をこえた部分だけは全部または一部をただにしてやる。どうせ脱税をした方がよさそうであります。これは一体どういうことなんですが、

○奥山政府委員 これは、実際問題としてどこまで納入能力があるかというふうな問題にもかかつてくるわけであります。罰金というのと税金というのはその性質が違つておりますので、言いいかえれば、できない義務を課しましても、実際問題として払えない場合には意味を持たないし、税は税として別に追徴するわけですから、罰金刑としての限度を脱税額に正確に合せまして押えるというやり方を、この税に限りませず、こういふ式の税については思つておるわけであります。やっぱ

る規定の仕方をいたしておるわけであります。

○横山委員 この辺になると、あなたの答弁はだいぶあやふやになつてくるようですがれども、しかし軽油税の罰則については、もつと常識を働かせてあります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。午後零時九分解散会